

青森県健康診査管理指導等事業実施要綱

第1 目的

本県における保健事業の円滑な推進を図るため、がん、脳卒中等の生活習慣病の動向を把握し、また市町村、医療保険者等で実施される健康診査の実施状況や検診実施機関の精度管理の状況を把握・評価して専門的な見地から適切な指導を行うとともに、これら健康診査に従事している者の資質の向上を図ることにより、保健事業がより効果的、効率的に実施されることを目的とする。

第2 実施主体

青森県

第3 事業の内容

県は次の事業を実施するものとする。

- (1) 青森県生活習慣病検診管理指導協議会（以下「協議会」という。）の設置及び運営
- (2) 生活習慣病登録・評価事業
- (3) 生活習慣病等検診従事者講習会（以下「講習会」という。）の開催

第4 協議会の設置及び運営

- (1) 県は、生活習慣病の動向を把握し、また市町村、医療保険者及び検診実施機関に対し、検診の実施方法、精度管理のあり方等について、専門的な見地から適切な指導を行うため、協議会を設置・運営するものとする。
- (2) 協議会に専門の事項を協議するため、部会を設置することができる。
- (3) 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は別に定める。

第5 生活習慣病登録・評価事業

- (1) 生活習慣病予防対策を効果的に推進するために、がん患者等を登録し、り患率、受療状況、生存率等の集計・解析を行う。
- (2) 本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第6 講習会

- (1) 特定健康診査及びがん検診に従事する者の資質の向上を図ることを目的として、協議会の指導のもとに講習会を開催する。
- (2) 講習会の種類は次のとおりとする。
 - ア 胃がん検診読影従事者講習会
 - イ 胃がん検診エックス線撮影従事者講習会
 - ウ 子宮がん・肺がん等検診細胞診従事者講習会
 - エ 肺がん検診読影従事者講習会
 - オ 乳がん検診従事者講習会
 - カ 大腸がん検診従事者講習会

(3) 講習会の開催に必要な事項は別に定める。

第7 その他

県は、事業の実施に当たっては、市町村と連絡調整を行うとともに、関係団体及び関係機関に対し事業の趣旨を周知徹底して積極的な協力を求め、事業の円滑な遂行を図るものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成 5年 3月 15日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 6年 8月 22日から施行する。
- 3 この要綱は、平成 8年 6月 10日から施行する。
- 4 この要綱は、平成 10年 8月 5日から施行する。
- 5 この要綱は、平成 14年 4月 1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成 14年 11月 28日から施行する。
- 7 この要綱は、平成 15年 2月 18日から施行する。
- 8 この要綱は、平成 18年 4月 1日から施行する。
- 9 この要綱は、平成 20年 12月 10日から施行する。